

船舶事故調査報告書

令和5年5月17日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和4年12月4日 19時30分ごろ
発生場所	沖縄県うるま市津堅島北東方沖 津堅島灯台から真方位030° 1.91海里付近 (概位 北緯26° 16.6′ 東経127° 57.3′)
事故の概要	漁船海童丸は、航行中、さんご礁に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和4年12月5日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 海童丸、13.73トン ON2-0727（漁船登録番号）、個人所有 第296-18586号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	左舷船底部外板に破口及びシューピースに折損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 下げ潮の中央期 日没時刻：17時36分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、鹿児島県徳之島町徳之島南方沖の漁場に向けて沖縄県与那原町当添漁港を出航し、操舵室の椅子に腰を掛けた状態で手動操舵により操船に当たり、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、約4ノットの対地速力で金武中城港を北東進していた。</p> <p>船長は、港内に点在していた小型船を避けながら航行しようと思い、GPSプロッターを見ずに目視による見張りを行いながら操船を続け、津堅島西方沖の平曾根灯台を通過した頃、津堅島南西方沖の金武中城港チグニガ瀬灯浮標を通過したと思い、右転して東進していたところ、津堅島北東方沖のさんご礁に乗り揚げた。</p> <p>船長は、浅瀬のない津堅島南方のニツ口を通過して金武中城港から出港するつもりであったが、GPSプロッターを見ていなかったため、浅瀬の多い津堅島北方の津堅口に向かっていることに気付かなかった。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.4m、船尾約1.8mであった。</p>
分析	本船は、金武中城港を東進中、船長が、港内に点在していた小型船を避けながら航行しようと思い、GPSプロッターを見ずに目視による見張りを行いながら操船を続けていたことから、津堅島北東方沖のさんご礁に向かって航行していることに気付かず、同さんご礁に乗り

	揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が金武中城港を東進中、船長が、港内に点在していた小型船を避けながら航行しようと思い、GPSプロッターを見ずに目視による見張りを行いながら操船を続けていたため、津堅島北東方沖のさんご礁に向かって航行していることに気付かず、同さんご礁に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・夜間にさんご礁等の浅瀬が存在する海域を航行する船舶の船長は、目視だけでなくGPSプロッター等の航海計器も活用し、船位を確実に確認すること。